

モニタリング調整会議の概要

放射線モニタリングの実施状況

令和5年3月時点

モニタリング調整会議（平成23年7月4日設置）

国民の健康や安全・安心に応える「きめ細かなモニタリング」の実施と一体的で解りやすい情報提供のため、放射線モニタリングを確実かつ計画的に実施することを目的として関係府省、自治体及び事業者が行っている放射線モニタリングの調整等を行う。

「総合モニタリング計画」を平成23年8月2日に決定（令和4年3月30日最終改定）。

議長：環境大臣、副議長：環境大臣政務官、
事務局長：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官及び環境省水・大気環境局長

関係府省等（構成員）：内閣府政策統括官（原子力防災担当）、内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐、内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局長補佐、警察庁警備局長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官、農林水産省農林水産技術会議事務局長、水産庁次長、資源エネルギー庁廃炉・汚染水・処理水特別対策監、国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、気象庁気象防災監、海上保安庁次長、防衛省統合幕僚監部総括官、福島県、東京電力ホールディングス株式会社、その他議長が必要と認めた者

総合モニタリング計画に沿った主要なモニタリング

※総合モニタリング計画に沿った各省等のモニタリング実施体制

福島県全域の環境一般のモニタリング（原子力規制委員会、原災本部、福島県、原子力事業者等）

- 福島県及び福島近隣県に設置した可搬型モニタリングポスト等の測定結果をインターネットを通じて公開
- 原子力発電所周辺の空間線量率、大気浮遊じん(ダスト)等の継続的測定
- 空間線量率の分布、地表面への様々な放射性物質の沈着状況を確認
- 原子力発電所80km圏内における航空機モニタリングを定期的を実施
- 避難指示区域等における詳細モニタリングの実施

水環境（環境省、福島県）

- 福島県並びに近隣県の河川、湖沼・水源地、地下水、沿岸等における水質、底質、環境試料の放射性物質の濃度及び空間線量率の測定

海域モニタリング（原子力規制委員会、水産庁、国交省、環境省、福島県、東京電力等）

- 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の周辺の(1)近傍海域、(2)沿岸海域、(3)沖合海域、(4)外洋海域及び(5)東京湾について、海水、海底土及び海洋生物の放射性物質の濃度を測定

全国的な環境一般のモニタリング（原子力規制委員会、地方公共団体等）

- 各都道府県におけるモニタリングポストによる空間線量率の測定結果をインターネットを通じて公開
- 月間降水量(雨やほこり等)は月に1回、上水(蛇口)は年に1回の頻度で測定し、放射性物質の濃度を測定
- 福島県隣県の比較的放射性物質の沈着量の高い地域について、航空機モニタリングを実施。

※上記の各種モニタリングの結果は、原子力規制委員会のウェブサイト¹に設置したポータルサイトを通じて一元的に情報発信。

学校、保育所等のモニタリング（原子力規制委員会、文科省、福島県、地方公共団体等）

- 福島県内の学校等における空間線量率の測定結果をインターネットを通じて公開
- 屋外プールの水の放射性物質の濃度の測定
- 学校等の給食について、放射性物質を測定するための検査を実施

港湾、公園、下水道等のモニタリング（国交省、福島県、地方公共団体等）

- 下水汚泥中の放射性物質の濃度の測定
- 港湾、都市公園等の空間線量率の測定

野生動植物、廃棄物、除去土壌等のモニタリング（環境省、福島県、地方公共団体、事業者等）

- 自然生態系への放射線影響の把握に資するために、野生動植物の採取・分析を実施
- 放射性物質汚染対処特措法等に基づき、廃棄物処理施設等の放流水中の放射性物質濃度、敷地境界における空間線量率等の測定を実施

農地土壌、林野、牧草等のモニタリング（農水省、林野庁、福島県、地方公共団体）

- 福島県等において、農地土壌の放射性物質の濃度の推移の把握や移行特性の解明を行う
- 福島県において、森林土壌、枝、葉、樹皮及び木材中の放射性物質の濃度及び空間線量率を測定
- 関係県の牧草等について放射性物質の濃度を測定
- 福島県内において、ため池等の放射性物質の濃度を測定

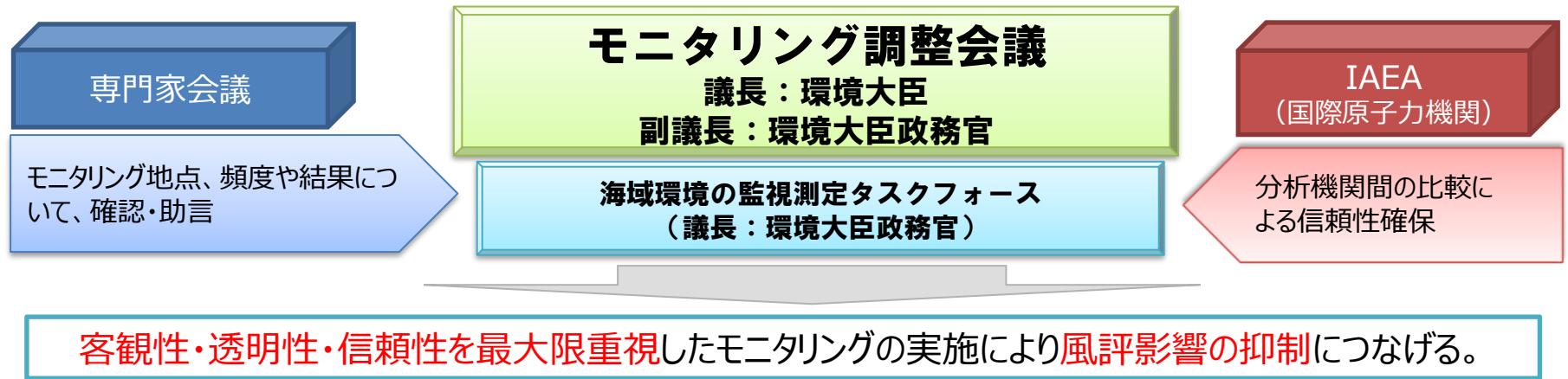
水道のモニタリング（厚労省、原災本部、地方公共団体等）

- 関係都県毎に、浄水場の浄水及び取水地域の原水に関して、また、福島県内については、水源別に水道水における放射性物質の濃度を測定

食品のモニタリング（厚労省、原災本部、農水省、水産庁、福島県、関係地方公共団体等）

- 食品に含まれる放射性物質の濃度を測定・食品摂取を通じた実際の被ばく線量の推計調査を実施

総合モニタリング計画に係る議論の枠組みについて



海域環境の監視測定タスクフォース 概要

「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)において、ALPS処理水に係るモニタリングを強化・拡充することが盛り込まれたことを踏まえ、モニタリング調整会議の下に設置。

○検討事項

- (1) 基本方針3 (2) ⑤に定められた事項の実施に関すること
- (2) その他基本方針の海域モニタリングに関する着実な実行に向けて必要な事項

○構成

議長：環境大臣政務官

構成員：環境省、原子力規制庁、資源エネルギー庁、福島県、東京電力

オブザーバー：水産庁、国土交通省、海上保安庁

(参考) 基本方針3 (2) ⑤抜粋

⑤これらの取組に併せ、新たにトリチウムに関するモニタリングを漁場や海水浴場等で実施するなど、政府及び東京電力が放出前及び放出後におけるモニタリングを強化・拡充する。その際、A) IAEAの協力を得て、分析機関間の相互比較を行うなどにより、分析能力の信頼性を確保すること、B) 東京電力が実施するモニタリングのための試料採取、検査等に農林水産業者や地元自治体関係者等が参加すること、C) 海洋環境の専門家等による新たな会議を立ち上げ、海域モニタリングの実施状況について確認・助言を行うこと等により、客観性・透明性を最大限高める。